

議案第 67 号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等による、乳児等通園支援事業の創設、地域限定保育士の一般化、保育所等の職員による虐待に関する通報義務化、利用開始時の健康診断等の見直し及び満三歳以上限定小規模保育事業の創設等に伴い、関係法令の改正等がおこなわれたため、「里庄町子ども・子育て会議設置条例」「里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」「里庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の整理を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(里庄町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第1条 里庄町子ども・子育て会議設置条例（平成25年里庄町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条」を「第72条」に改める。

(里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 里庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年里庄町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「児童を含む。」の次に「以下同じ。）（」を、「管理者を含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第12条中「第33条の10」の次に「第1項」を加える。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

第16条第1項本文中「規定する搬入施設」を「規定する施設」に改め、同項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同表に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条の見出しを「（家庭的保育事業所等内部の規程）」に改める。

第19条中「事業者等は」を「事業者等には」に改め、「家庭的保育事業所等に」を削る。

第22条本文中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改める。

第23条第2項本文中「修了した保育士」の次に「（岡山県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は岡山県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第28条第7号本文中「次」の次に「の各号」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「（岡山県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第31条第1項中「保育士」の次に「（岡山県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改め、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 37 条本文中「次」の次に「の各号」を加え、同条第 4 号中「母子及び」の次に「父子並びに」を加え、「第 4 項」を「第 5 項」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第 42 条中「を踏まえて町が定める乳幼児数」を削る。

第 43 条第 8 号本文中「以上に設ける建物は、次」の次に「の各号」を加える。

第 44 条第 1 項中「保育士」の次に「（岡山県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 47 条第 1 項中「保育士」の次に「（岡山県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岡山県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 49 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 49 条の 2 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則に次の 1 項を加える。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項の条例で定める日）

6 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 3 条第 4 項の条例で定める日は、令和 9 年 3 月 31 日とする。

別表第 1 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する」を削り、「付室」の次に「（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」を加え、「第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

別表第 3 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する」を削り、「付室」の次に「（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」を加え、「第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「第 3 号、第 4 号及び第 10 号」に改める。

（里庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 里庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年里庄町条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「意義は、」を「定義は、それぞれ」に改める。

第 4 条第 2 項中「第 1 項」を削り、同項第 3 号中「同項」を「同条」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「係る法第19条第1項」を「係る法第19条」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、「公正な方法」の次に「(第4項において「選考方法」という。)」を加え、同条第3項中「係る法第19条第1項」を「係る法第19条」に、「法第19条第1項」を「同条」に改め、同条第4項中「選考を行うに当たって、その方法」を「選考方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「第1項」を削る。

第13条第4項第3号中「第1項」を削る。

第15条第1項第2号中「第9項」を「第10項」に改め、同項第3号中「第25条」の次に「第1項」を加え、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第1項」を削り、同条第7号中「の選考の方法」を「に規定する選考方法」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示」の次に「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)」により公衆の閲覧に供」を加える。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第30条第4項中「町の当該」を「当該町の」に改める。

第32条第1項本文中「次」の次に「の各号」を加える。

第35条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「利用している法第19条」を「利用している同条」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1項」を「同号」に、「又は第2号」を「又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「利用している法第19条」を「利用している同条」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「(特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。))」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。))」と、」を加え、「係る法第19条第1項」を「係る法第19条」に、「法第19条第1項第1号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とを「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」に改める。

第37条第2項中「第1項」を削る。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「係る法第19条第1項」を「係る法第19条」に、「法第19条第1項第3号」を「同号」に改め、同条第3項中「選考を行うに当たって、その方法」を「選考方法」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第4項まで」に改め、同条第2項中「各号列記以外の」を「本文」に改め、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。）を行う者」に、「各号列記以外の部分」を「本文」に改める。

第43条第5項中「前各項」を「前4項」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第46条本文中「次」の次に「の各号」を加え、同条第7号中「の選考の」を「に規定する選考」に改める。

第51条第1項及び第2項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号に」を「法第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、「を含む。」と「の次に」「同号」とあるのは「法第19条第3号」とを加え、「前各項」を「前4項」に改める。

第52条第1項中「第1項」を削り、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条の2 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調整するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則に次の1条を加える。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

第6条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。